慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	中国における国営企業改革史 (二)
Sub Title	The reform history of state-owned enterprises in China
Author	前田, 淳(Maeda, Jun)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2007
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.49, No.6 (2007. 1) ,p.177- 197
JaLC DOI	
Abstract	経済改革の過程で断行された 3 政策 , すなわち「工業生産経済責任制」 ,
Notes	赤川元章教授退任記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20070100-0177

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田商学研究
第49巻第6号
2007年1月

2006年10月10日掲載承認

中国における国営企業改革史（二）

前田　淳

＜要　約＞
経済改革の過程で断行された3政策，すなわち「工業生産経済責任制」，「利改税」，そして「国営工業企業自主権のさらなる拡大」の内容を各々考察し，検討しながら，意義と特質を明らかにした。その際，「利改税の第1段階」と「第2段階」の断層性（＝質的相違）を認識することの重要性を力説した。先稿「中国における国営企業改革史（一）」と同様，3政策の意義と特質を，①「要人と共産党の公式見解」，②法律的「措置」・「規定」，さらには③「実態分析」の3視点から分析するという方法を採用した。

＜キーワード＞
工業生産経済責任制，利改税の第1段階，利改税の第2段階，国営工業企業自主権のさらなる拡大，農業生産責任制，国家財政，企業収入，利潤留保，利潤留保方式，損益請負方式，損益自己負担方式，趙紫陽，税利併存，利潤上納，全国利改税工作会議，国営企業利改税試行措置，財政部，新製品試作基金，生産発展基金，予備基金，職員・労働者福利基金，職員・労働者奨励基金，所得税，調節税，8等級の超額累進税率，全国第2段階利改税工作会議，都市体制改革，国家計画，生産計画権，販売権，工業生産手段，固定資産の貸出し，固定資産の有償譲渡権，組織機構，連合経営参加権，工場長，党委員会書記，行政副職，中間行政幹部，解雇権，賞罰権，昇進権，昇給権，上級管理部門，技術管理要員

1．工業生産経済責任制

(1)　工業生産経済責任制の導入とその要因

1981年10月29日，国家経済委員会と国務院の体制改革弁公室は「工業生産経済責任制の実施に関する若干の問題についての意見（国家经济委员会，国务院体制改革办公室关于实行工业生产经济责任制若干问题的意见）を提出し，国務院がこれを承認した。「当意見」では，「工業生産経済制」を

「国家計画の指導の下，社会経済効果を高めることを目的に，責任の遂行，権限，さらには利益

表１　国家財政収支総額

単位：億元

年度	総収入	総支出	収支差額
1952	183.7	176.0	＋7.7
1957	310.2	304.2	＋6.0
1965	473.3	466.3	＋7.0
1978	1121.1	1111.0	＋10.1
1979	1103.3	1273.9	－170.6
1980	1085.2	1212.7	－127.5
1981	1089.5	11115.0	－25.5
1982	1124.0	1153.3	－29.3
1983	1249.0	1292.5	－43.5
1984	1501.9	1546.4	－44.5
1985	1866.4	1844.8	＋21.6
1986	2220.3	2291.1	－70.8

注）国家財政収支の中に国内外の債務収入とそれを使用した支出を含んでいる。
国家统计局编『中国统计摘要　1987』77頁より

を緊密に結合させた生産経営管理制度[1]」（・は引用者）
と規定している。

「社会経済効果を高める」とは何を意味し，なぜこの必要性が生じたのか。この点を明確にする為に，まずは当制度が導入されるに至った経済的背景と契機を確認しておこう。

背景と契機としては以下の２点が指摘される。第１に，農業生産責任制の成功であり[2]，第２に，国家財政支出の増大に伴う税収確保の困難化である。

表１を参照されたい。1978年に10.1億元の黒字を出した国家財政は，1979年に170.6億元の赤字を，1980年にも127.5億元の赤字を計上するに至っている。急激な財政赤字の原因として，第１に，財政収入項目の「企業収入」の減少がある。表２から，1978年に572億元を計上した「企業収入」は，1981年には353.7億元にまで減少している[3]。第２に，1979年３月から18品種の主要

1）「国家经济委员会，国务院体制改革办公室关于实行工业生产经济责任制若干問題的意见（摘录）」（1981年10月29日国务院批转）国家经济体制改革委员会企业体制司　国务院企业管理指导委员会办公室编『中国企业改革十年』（1990年）所収　60頁

2）　この点に関しては，拙稿「現代中国における企業内部資金の成立と展開」『三田商学研究』第33巻第４号（1990年）40頁を参照されたい。

3）　1983年６月６日に開催された第６期全国人民代表大会第１回会議において趙紫陽は，「企業収入」の減少の原因について，「ここ数年の国家の財政収入の減少の重要な原因の１つは，経済的効果が悪く，工業生産と交通運輸のコストと商業コストが低下しないことである。工業企業の比較可能な製品コストは，1980年に0.9%，1981年には１%上昇し，1982年にも削減とはならなかった。この１項目についてだけでも国家財政収入は，4，50億元の減少となる。1982年に赤字を出した工業企業の欠損額は42億元であり，これに食品関連企業，商業企業の欠損を加えると，総額は百億元を超える。このような状況を早急に改善しなければ，生産と建設事業の発展に多大な影響を与えることになるだろう」と述べている。『北京周報』1983年７月５日第27号９頁

表 2　国家財政収支項目

単位：億元

項目	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985
一．財政収入総計	1121.1	1103.3	1085.2	1089.5	1124.0	1249.0	1501.9	1866.4
うち								
1．企業収入	572.0	492.9	435.2	353.7	296.5	240.5	276.8	43.8
うち：工業企業収入	440.4	451.2	448.2	415.9	397.1	398.6	385.3	
2．各種税収	519.3	537.8	571.7	629.9	700.0	775.6	947.4	2040.8
うち：工商税	451.3	472.7	501.4	538.4	600.0	657.8	757.5	1101.0
農業税	28.4	29.5	27.7	28.4	29.4	32.8	346	42.1
二．財政支出総計	1111.0	1273.9	1212.7	1115.0	1153.3	1292.5	1515.0	1844.8
うち								
1．基本建設支出	451.9	514.7	419.4	330.6	309.2	382.8	478.6	583.8
2．企業の潜在力改造資金と新製品試作費	63.2	72.0	80.5	65.3	69.0	78.7	98.3	103.4
3．企業流動資金の追加支出	66.6	52.1	36.7	22.8	23.6	12.9	…	14.3
4．文教・科学・衛星事業費	112.7	132.1	156.3	171.4	197.0	223.5	263.4	316.7
5．国防費	167.8	222.7	193.8	168.0	176.4	177.1	180.7	191.5
6．行政管理費	49.0	56.9	66.8	70.9	81.6	93.1	120.8	143.6

国家统计局编『中国统计摘要』各年版より作成

農産物の政府による買付価格が引き上げられた。18品種の買付価格の引き上げ率については表３を参照されたい。主要農産物の買付価格と小売価格との差額（逆ざや）の補塡のために国家による補助金支出は増大した。[4] かくてこの時期，財政赤字問題が深刻化した。

⑵　工業生産経済責任制の目的と方法

以上の背景と契機を踏まえれば，当制度の目的が，まずは企業経営の活性化を図り，利潤の増大を実現させ，「企業収入」の増大をはかり，ひいては国家財政の苦境を打破し，[5] その安定的基

4）　国家財政において，農産物に対する価格補助金は如何に処理されるのか。この点に関し，「中国の現行制度では，年間330億元（83年）にものぼる価格補助は，直接予算支出項目として計上されていない。それは予算収入の減少として処理されている。例えば，食糧の買付価格と小売価格の逆ザヤは，国営の食糧購販企業の赤字となり，財政収入の主要項目である企業収入を減らす要因となる。そこで表1－3にみられるように，1980年以来，各年度の企業収入の合計額が，工業企業だけの企業収入額よりも少ないという現象がみられるのである。83年度に至っては，工業企業収入は78年度と比べ１割弱の減であるが，企業収入全体は同期間に６割近くも激減している。これは食糧購販企業などの工業以外の国営企業の赤字が非常に大きくなったことによるものである」（・は引用者）との説明がなされている。藤本昭「中国の財政」『中国の財政・金融及び税制』所収　７頁　中日経済協会（1985年）

5）　この点に関し，済南市，青島市の「両市の工業・交通企業に全面的に実行された経済責任制は1981年６月，７月に分けて開始されたが，直接的に起因したのは財政的圧力であり，上納任務の完成が困難となったからである」（・は引用者）と述べ，財政的圧力が工業生産経済責任制の出現を要請したことが指摘されている。马泉山　朱嘉明　朱铁臻　周绍朋「在稳步发展中逐步完善工业经济责任制――济南，青岛两市实行工业经济责任制的调查」『経済研究』1982年　第２期　44頁

表3　政府買い上げ価格の引上げ率（18品種）

—1979年3月—

品　種	引上げ率%	品　種	引上げ率%	品　種	引上げ率%
食　糧	20（プレミアム50%）	タ　マ　ゴ	20～50	ヒ　マ　シ　油	20～50
油　脂	25（プレミアム50%）	水　産　物		カイコのマユ	
綿　花	15（プレミアム30%）	甜　　菜		南　方　木　材	
豚	26	サトウキビ		毛　　竹	
肉用牛	20～50	大　　麻		黄　牛　皮	
肉用羊		ラ　ミ　ー		水　牛　の　皮	

注．プレミアムは供出目標量を超過して国家に販売する場合の引上げ率

出所．宮崎義一「中国経済管見——調整と改革そして再調整」同編『調整下の中国経済と日中関係——日中経済協会訪中代表団（第2次）報告——』日中経済協会，1981年，15頁（第2表）。

池田誠・田尻利・山本恒人・西村成雄・奥村哲共著『中国工業化の歴史——近現代工業発展の歴史と現実——』（1982年）266頁より

盤を確保することにあることは容易に推測される。つまりは，「社会経済効果を高める」とは企業収益の向上と国家財政の安定化を意味すると言ってよい。現に，この点に関して「当意見」は次のように指摘している。すなわち，

「国家と企業間の分配関係の鍵は，合理的な請負基準値と利潤留保率の確定にある。基準値が高すぎれば企業は努力しても成果を上げられず，企業と従業員の積極性を引き出し，潜在力を発揮することはできない。基準値が低すぎれば企業はたやすく成果を上げ，リスクもなく，圧力も大きくない。従って，企業に管理の強化と収益の向上を促すことはできない。それ故，第1に，各年度の国家の財政収入の増加を保証する為，一般的状況の下においては，企業の各年度の利潤増加部分に占める国家の所得取り分は60%を下回ってはならない。第2に，単純再生産を維持し，潜在力の発揮による増産増収を基礎とし，技術改造，設備更新，新製品開発に必要な資金については適切に解決することを企業に保証しなければならない[6]」（・と⊙は引用者）と。

つまり当制度は，国家の財政収入の安定的基盤の創出とその保証を第1目的に，その為の必須条件として企業の潜在力の発揮による増産増収を第2目的とした「企業管理制度」の改革である。また，第1目的の実現の為に，国家と企業間の利潤増加部分（利潤総額ではない）の配分比率を，国家が60%以上，企業は40%以内とすることが適切であると明示された[7]。となれば，工業生産経済責任制もまた純然たる企業改革とは言えない。「国営工業企業の経営管理自主権拡大に関する

6）「国家经济委员会，国务院体制改革办公室关于实行工业生产经济责任制若干问题的意见（摘录）」国家经济体制改革委员会企业体制司　国务院企业管理指导委员会办公室编　前掲書　61～62頁

7）1979年の試点企業の増加利潤配分の全国2963企業の平均は国家が65.8%，企業は34.2%となっており，この経験を踏まえ「当意見」で国家は60%を下回ってはならないとの指摘がなされたと言えるだろう。試点企業の全国平均の数値については拙稿「中国における国営企業改革史（一）」『三田商学研究』第49巻第2号（2006年）17頁の表1を参照されたい。

若干の規定」（1979年７月13日）における「利潤留保」が「社会主義現代化」の実現という目的に，さらには「国営工業企業利潤留保試行措置」（1981年１月22日）における「利潤留保」は「国家財政の安定」という目的に各々縛束されている点については，すでに前稿で指摘した[8]。「当意見」で出された「工業生産経済責任制」においては，この約９ヶ月前に提示された「国営工業企業利潤留保試行措置」の「利潤留保」に担わせたマクロ的課題，すなわち国家財政の安定を引き続き踏襲すると同時に，第１目的として措定させながら，企業の潜在力の発揮による増産増収というミクロ的課題を第２目的として提示した。形式的には第１目的と第２目的が並列的に記述されているが，実質的には「目的」と「手段」の関係にある。いや，厳密に言うならば，この時点では確かに実質的には「目的」（＝第１目的）と「手段」（＝第２目的）の関係にありながら，第２目的が「自立化」する可能性，予定性を「並列的記述」に隠密させているのかもしれない。

さて，当目的を遂行する為の具体的方法とは何か。国家と企業，さらには従業員の３者の責任と権限，そして利益をまずは明確にした上で，個別企業の業績の格差のみならず，同一企業内での従業員の所得格差をも容認するという方法である。そのことでいわゆる「平均主義」を打破し，財政的基盤の安定的確保というマクロ的課題の達成を図ろうとする。先稿で分析した「自主権拡大の試点」（実質的には利潤留保の試点と言ってよい[9]）においては，国家と企業との配分比率と配分方法の確定が中心に置かれたのに対し，当制度においては，国家と企業間の利潤配分方法の確立のみならず，企業内部における責任制度と配分方法の確立が新たに加わり，この２点が当制度の重要な構成項目となる。この方法的相違に着目しなければならない。

国家と企業間の利潤配分方法としては，以下の如く３つの基本形態がある[10]。

①　利潤留保方式

8）　前掲拙稿（2006年）9～18頁を参照されたい。

9）　前掲拙稿（2006年）16～17頁を参照されたい。

10）　具体的には以下の７形態がある。

㈠基数利潤留保・増加利潤留保　当方法は増産増収により潜在力が比較的大きい企業に適用する。

㈡全額利潤留保　当方法は生産が正常で，任務を充分果し，利潤が比較的安定した企業に適用する。

㈢計画超過利潤留保　当方法は調整期間で任務遂行に重大な不足，利潤の大幅な減少の認められる企業に適用する。

㈣利潤請負　この中には「基数を請負い，増加分の分配」「基数を請負い，基数の逓増を請負い，増加分については留保，或いは分配」等がある。これらの方法は潜在力は比較的大きいが薄利である企業に適用する。増収の潜在力が少ない薄利企業は，「基数を請負い，超過収入は留保し，収入が不足すれば自己負担する」方法を実行してもよい。

㈤欠損請負　欠損企業に対しては「定額を補助し，超過損失は補助せず，損失の減額分は留保，或いは分配する」，また「損失の逓減を請負い，損失の減額分は留保，或いは分配する」方法を実行する。

㈥税をもって利に代える自己損益　この方法は指導部が比較的強く，管理水準が比較的高い，生産が比較的安定している利益のある大中型企業に適用し，財政部の承認を経て少数の企業に試行する。

㈦第二軽工業集団所有制企業について，統一的損益請負を改め自己損益とする方法　省，市，自治区の承認を経て，今後数年以内の合理的課税の所得額を基数となし，増加部分については一定の比率に従い所得税の徴収を減額し，徴税後の利潤の大部分は企業に与える。

(1)利潤留保方式には㈠～㈢が，(2)損益請負方式には㈣㈤が，また(3)税をもって利潤に代える損益自己負担方式には㈥㈦が該当することは言うまでもない。上記７形態については「国家经济委员会，国务院体制改革办公室关于实行工业生产经济责任制若干问题的意见（摘录）」国家经济体制改革委员会企业体制司　国务院企业管理指导委员会办公室编　前掲書　61頁を参照されたい。

②　損益請負方式

③　税をもって利潤に代える損益自己負担方式

いずれの方式が適用されるかは，個別企業の業績に応じて決定される。

次に企業内部における責任制と分配制の確立については，

「各々の職務上の責任，審査基準，経済効果を従業員の所得と結びつけ，全面的な経済計算を実行する[11)]」

とし，以下の５形態が指摘されている。

①　指標を分け，点数により奨励金を算出

②　出来高払い賃金，請負作業を超える部分を出来高払い制にする方法と小集団での定額を超える部分を出来高払いにする方法

③　生産計画超過奨励金

④　請負奨励金

⑤　変動賃金

かくて当制度は，企業間収益格差と同一企業内における従業員の所得格差を容認したことで，企業の生産に対する刺激を大いに誘発するという効果をもたらしはした。ところが同時に，様々な由々しき問題を引き起こしたことも事実である。この点に関し，许涤新氏は次のように指適する。すなわち，

「上述したように，経済責任制は企業に対して単に価値指標の実現のみならず，使用価値指標の実現をも要求した。しかしながら，ある者は経済責任制とはただ単に利潤連結と同じにすぎないとしたため，様々な問題が出現することとなった。初歩的な実践に基づき，現在の経済責任制の力点は利潤連結と同じであるとし，一部の工業企業は多くの利潤を獲得したが，あろうことか品質を下げる手段を採用した。これは明らかに社会主義的生産の目的に背くものである。一部の工業企業の生産は社会的需要の発生から乖離し，彼らは利潤の多いところに需要を上回る商品を集中し，社会的需要をはるかに超える生産が進行した。しかるに，利潤は少いが社会的需要のある産品は生産されなかったのである。需要を満たせない商品には品切れが続出し，需要を上回る商品は在庫の山となった。一部の商業企業は多くの利潤を獲得したがみだりに価格を上げる方法を取り，その負担を消費者に転嫁した。一部の工業企業は奨励金，礼金を与えたり，不正な支出で解決をはかり，みだりにコストになすり付けたりした。このようにして物価上昇をもたらしただけでなく，国家への上納利潤までも削減した。これは大公を小公と為す，或いは公を私と為す方法である。少なからぬ企業はまた，引き続き平均主義を掲げ，奨励金を与えず，また減少させた所すらあり，経済的効果を好転させることはできなかった。さらに重大なことは，一部の企業の指揮者が当企業の利益を上げるも，職員・労働者ら大衆に教育せず，大局を顧慮せず，反対に落ちこぼれた職員・労働者たちは唖み合いながらも一団を為し，邪道な方法を用いて国家の財政政

11)「国家经济委员会，国务院体制改革办公室关于实行工业生产经济责任制若干问题的意见（摘录）」国家经济体制改革委员会企业体制司　国务院企业管理指导委员会办公室编　前掲書　61頁

策をあしらい，隙間に潜入した。これらすべてに我々は厳重な注意を払っていかなければならない[12]」

と。この指摘から看取できるのは経済責任制イコール利潤第一主義との誤認であり，企業の無責任な利潤追求主義である。当制度の本来的目的である国家財政の安定的基盤の創出も，潜在力の発揮による増産増収も，さらには技術革新，新製品開発の推進もここでは完全に蔑棄されていると言わざるをえない。

2．利改税の導入とその意義

工業生産経済責任制の欠陥を補うべく導入されたのが利改税である。「自主権の拡大」と同様，利改税についても全国展開を断行する前に，いわゆる試行が実施されている[13]。

利改税の試行の成果を踏まえ，1982年11月の「第6次5ヶ年計画の報告」の中で趙紫陽は，国営大中型企業に対し2段階に分けて利改税を推進していくことの重要性と必要性を次の如く指摘する。すなわち，

「今後3年間，大胆な価格の調整を行わない情況の下で税制の改革を行い，利に代り，税とする歩調を加速しなければならない。……この種の改革は，異なる情況を区別し，順序よく進めていかねばならない。国営大中型企業に対しては2段階に分ける必要がある。第1段階では税利併存を実施する。すなわち，企業が実現した利潤のうち，まず一定比率の所得税と地方税を徴収し，税の徴収後の利潤については，国家と企業との間の合理的配分により，多様な形態を採用する。この第1段階は，第6次5ヶ年計画の期間中に実施を開始する。第2段階は，価格体系の基本に合理的基礎をもたせた上で，利潤の多少に応じて累進所得税を徴収する[14]」

と述べ，利改税実施のテンポを加速し，2段階に分け，実施すること，すなわち，第1段階では税利併存を，第2段階では利潤量に応じた累進所得税とすることが指摘されている。利改税の第1段階と第2段階の内容について，該当規定条文を検討し，各々の論点と意義を明確にしていこう。

(1)　利改税の第1段階

1983年3月に，財政部は国務院の指示に従い，「全国利改税工作会議」を開催し，同年4月12

12)　许涤新「国营企业实行经济责任制的几个问题」『经济研究』1981年第十二期所収　5頁

13)　利改税の試点に関し，金仁雄氏と袁振宇氏は次のように指摘している。すなわち，「国営企業に対して上納利潤を改め徴税となすは新たな一事業であり，波及方面も広く，政策性も強い。経験を得るために推し広めてきた。1979年のはじめにまず，湖北省光化県において15戸の県工業企業に利改税の試点を行った。さらに1980年には広西自治区柳卅における市に所属するすべての工業・交通企業に試点を行い，また同年，上海市の軽工機械公司と郊外地区にある10戸の県の工業企業において，四川省第一線紡捺染工場等5戸の企業に次々と試点を行った。その直後に北京，天津，広東，黒竜江，河南，陝西，甘粛等で試点を展開した。1981年末までには，全国18の省，市，自治区で456戸の工業・交通企業に利改税の試点が行われた」と。金仁雄　袁振宇『利改税简论』(1983年) 27頁

14)　金仁雄　袁振宇　前掲書　28～29頁

日には「国営企業利改税試行措置（財政部关于国营企业利改税试行办法）」を発表した。同措置は，その目的について次のように明言する。すなわち，

「国営企業の健全な経済責任制の確立を促し，経済を一層活性化し，国家，企業，そして従業員の利益を正しく処理し，国家財政収入の安定的増加を保証するために特に当措置を制定する[15]」と。

国営企業の健全な経済責任制の確立，国家，企業，従業員の3者の責任と利益関係の明確化，さらには国家財政の安定の3点を目的として掲げており，先に考察した工業生産経済責任制の目的をそのまま踏襲している。

それでは，その方法とは何か。考察を進めていこう。同措置は，企業を，①利益のある国営大中型企業，②利益のある国営小型企業，③営業的性格を有する来賓の宿泊所，ホテル，招待所と飲食サービス会社，④県以上の生産販売組合，そして⑤軍工企業，郵便・電信企業，食糧企業，外貨企業，農牧企業，労改企業の5タイプに分別し，各々に応じた「利改税」の施行と適用について規定する。

上記5タイプのうち，①利益のある国営大中型企業と，②利益のある国営小型企業と国家間の配分方法について若干詳細に検討しておこう。当措置は，

「一、およそ利潤のある国営大中型企業（金融保険機構を含む）は，実現利潤に基づきひとしく55％の税率で所得税を納付する。企業の所得税納付後の利潤は，一部は国家に上納し，一部は国家の査定する利潤留保水準に基づき企業に供与する。国家に対する上納部分については，企業の異なる情況に応じて以下のような方法で処理することができる。

㈠　逓増請負上納方式

㈡　固定比率上納方式

㈢　調節税納付方式　すなわち，企業が国家に上納しなければならない利潤部分に占める実現利潤の比率に応じて，調節税の税率を決定する。実施においては，基数利潤部分は調節税率に基づいて納付する。前年比の利潤増加部分については，60％の調節税を減額する。

㈣　定額請負上納方式　当措置は鉱山企業に限り実施し，その他の企業には実施しない。

納税後の利潤が国家の査定した利潤留保水準よりも多少低い，或いは多少高い企業については，所得税を納付した後，利潤を再度上納する必要はなく，国家も再度所得税の減額は行わない。ただし，国家の査定した留保利潤を達成できず，その差額が大きい場合には，一定期間にわたり，所得税の適切な減額を行ってもよい。

上述の方法で計算された基数と逓増請負上納比率，固定上納比率，調節税比率，さらには定額請負上納額は各級で査定された方法を採用し，ひとたび決定されたならば3年間は変更しない。

まずは財政部が企業の主管部門（局，或いは公司）に対して前述した3措置の中から1つの措置を決定し，所属する利益企業に準じて計算し，査定する。その後，企業の主管部門の査定

15）「財政部关于国营企业利改税试行办法」（1983年4月12日）国家经济体制改革委员会企业体制司　国务院企业管理指导委员会办公室编　前掲書　107頁

値により，所属企業の異なる情況に応じてまずは異なる措置を決定し，財政部の同意を得た後，各々の企業に割り当てる。上述した，各々の上納措置の計算数値は，原則として1982年の決算に基づかねばならない。ただし，企業の留保利潤を計算する際，従来の留保水準が余りにも不合理，かつ重複が見られる場合には，合理的に調整されなければならない[16]」

と規定する。

着目すべきは，当規定において，国家と利益のある国営大中型企業との利益の配分方法と，その決定権の所在が明記された点である。第１の分配方法については，利潤に55％の所得税を課した後，国家は企業から上納金を受けるが，残りについては企業が留保しうる。上納金については上記３方法のいずれかを３年間にわたり採用することが規定された。第２に，税利併存の利，すなわち「３方法」の適用に関する決定権の所在は，財政部にあることが明記された。

利益のある国営小型企業に関しては，

「二、およそ利益を得た国営小型企業は，実現利潤に基づき，８等級の超額累進税率により所得税を納付しなければならない。納税後，企業は自ら損益を負い，国家はその後財政資金からの支出は行わない。ただし，利潤の比較的多い企業については納税後，国家は一定の請負料，或いは固定額による一部上納利潤を徴収することができる。

国営小型企業の基準は，1982年末の数値に基づき，固定資産が150万元を超えず，年間利潤が20万元を超えない工業企業とする。小売業においては，自然店舗を単位として従業員が２，30名を超えず，年間利潤が３万元，或いは５万元を超えない企業とする。省，市，自治区人民政府は，地域の実情を鑑み，上述の基準の範囲内において適切な調整を行う。各都市において基準の緩和が必要となる場合には，財政部との協議の上確定しなければならない[17]」

と規定し，国営小型企業と国家との配分方法については８等級の超額累進税率を課すことが，利潤の比較的多い国営小型企業に対しては，その後，請負料，或いは固定額の上納金を課してもよいことが明記された。また，基準の緩和については，省，市，自治区人民政府が財政部と協議の上決定を下すと指摘された。

次に，最終的に企業に留保された利潤の使用に関する規定を確認しよう。

「十三、納税後に企業が留保する利潤は合理的に配分し，使用しなければならない。新製品試作基金，生産発展基金，予備基金，職員・労働者福利基金と職員・労働者奨励基金を設定しなければならない。前３項目の比率は留保利潤総額の60％を下回ってはならず，後２項目の比率は40％を上回ってはならない。省，市，自治区人民政府が実情に応じて規定する[18]」

とあり，留保利潤の具体的配分項目，その「あるべき比率」，さらには「比率」の規定主体が明記されている。

16）「財政部关于国营企业利改税试行办法」国家经济体制改革委员会企业体制司　国务院企业管理指导委员会办公室编　前掲書　108頁

17）「財政部关于国营企业利改税试行办法」国家经济体制改革委员会企业体制司　国务院企业管理指导委员会办公室编　前掲書　108頁

18）「財政部关于国营企业利改税试行办法」国家经济体制改革委员会企业体制司　国务院企业管理指导委员会办公室编　前掲書　109頁

以上の考察から，利改税の第１段階の特質として次の５点が指摘できる。

まず第１に，1982年11月の「趙紫陽発言」どおり，利改税の第１段階においては税金納付と利潤上納，すなわち「税利併存」が実行された。

第２に，税金納付については，国営大中型企業に対しては「一率55％」の所得税が，国営小型企業に対しては「８等級の超額累進税率」に基づく所得税が課されるという具合に，「統一的･規範的基準」が設定され，実行された点である。先の「工業生産経済責任制」においては「配分」に関して，基本的タイプ３種が設定されたとは言え，様々なヴァリエーションが存在し，実質的には個別企業ごとに多様な方式が適用されていたことを考えると，この点に最大の意義と変化を見い出すことができる。

ところが，第３に，利潤上納金に関しては規範的統一的基準の設定とはならず，国営大中企業に対しては３つの基本的タイプが，さらに比較的多い利潤を得た国営小型企業に対しては「固定額の上納金」が各々課されることとなった（「個別的対応」の残存）。

第４に，国営大中企業に利潤上納金を残存させたことで，該当タイプの決定に際し財政部の関与を残すこととなった。また，国営小型企業の上納金の基準の設定とその緩和についても財政部の権限を容認した。従って，財政部の権限の完全排除には至っていない点に留意しなければならない。「財政部の権限」については，利改税の第２段階で極めて重要なテーマとなる。

第５に，留保利潤の使用に関しても使用項目とその使用比率について規範的規定が設定された。

⑵　利改税の第２段階

第６期全人代第２回会議の政府活動の報告での趙紫陽発言，全国第２段階利改税工作会議での確認事項の意味と意義を踏まえた上で，「国営企業第２段階利改税の試行措置」を検討していくことにしよう。

1984年５月15日，第６期全人代第２回会議が開催され，政府活動の報告において趙紫陽は次のように述べている。すなわち，

「国務院は，今年の第４四半期から利改税の第２段階の改革を進め，税利併存から逐次完全な納税制へと移行することを決定した[19]」（・は引用者）

と。そして彼は，利改税改革の第２段階の重要な意義として次の４点を指摘する。

「第１に，企業と国家の分配関係が法律という形式を用いて固定され，国家財政収入を経済の発展に応じて安定的に増加させることができる。第２に，企業は，新たに増加した利潤の中から比較的多くの収益を獲得し，企業は経営管理の改善を強化し，経済収益の原動力を高める。第３に，税収による槓杆的調整作用を通して，現在の価格の不条理から生じる矛盾を緩和し，利潤の格差を改善する情況の下で企業に競争を展開させ，先進する者には鼓舞激励し，遅れる者には鞭撻するに有利である。第４に，企業は行政的隷属関係に基づき，利潤上納を再度実行するということはなく，中央と地方の経済関係を合理的にひとつひとつ，そして共に解決するのに有利である[20]」

19）『人民日報』1984年５月16日
20）『人民日報』1984年５月16日

と。利改税の第１段階においては，その目的（「国営企業利改税試行措置」に記載）を国営企業の健全な経済責任制の確立と経済の活性化による国家財政収入の安定的増加の保証に置いていた。ところが，「趙紫陽発言」にみられる利改税の第２段階の意義には，「経済体制改革」という言葉は使用されてはいないが「経済体制改革」の視点が新たに示されたわけで，この点は看過できない。「意義」の第２に，企業の収益確保と経営権の強化――企業による財務力の確保とそれを基盤とする経営管理権の行使と言ってもよいだろう――を指摘し，その第４には，企業の行政的隷属関係からの解除を挙げている。この２点は，「経済体制改革」の「核心」であり，従って我々は利改税の意義に「新たな変化」が登場したことを認識しなければならない。

1984年６月22日から７月７日まで全国第２段階利改税工作会議が開催された。この会議上，趙紫陽ら指導者たちは次の点を確認した。すなわち，

「利改税は単なる財政問題ではなく都市の経済改革を加速する前提である。この一点を突破せずして，企業自主権拡大の10ヵ条を実行に移すことはできないし，その他すべての改革もまた問題とならない。それ故，利改税の第２段階の改革を不動とし，少しも動揺することなく期日どおりに実行しなければならないのである。今回の会議は，利改税の第２段階の改革に対する認識を統一し，利改税の第２段階改革の地方への影響についての憂慮や企業の積極性についての疑念を取り除き，財政部が提出した利改税条例などの草案について討論し，手直しを加えた。改革を上手く実行するという信念が強まった。会議に参加した同志は，討論を通して次のような考えを明確にした。利改税と企業請負制の推進は相互に排除し合うものではない。二者は一体であると。利改税は国家と企業との分配関係を確定し，主要なことは，企業が国家の『大鍋の飯』を食らうという問題を解決することである。企業と国家との関係を明確にした後，企業内部において各種各様の請負責任制を行うことができる。企業請負責任制は，職員・労働者が企業の『大鍋の飯』を食らう問題を解決することである。それ故，利改税と請負責任制は矛盾しないばかりか，それどころか，利改税が上手くいけば，企業内部の各種責任制の実行にとり，更に有利な条件を提供することができる[21]」（・と⊙は引用者）

と。

ここでの第１の論点は，利改税の意義づけに関してである。先の５月18日に行われた第６期全人代第２回会議で示された趙紫陽の利改税に対する「体制改革」という言葉を使用しない慎重かつ控え目な，「意義」とは明らかに異なる。今回は，明快かつ明確に「利改税は都市体制改革の前提である」（「都市」が「体制改革」の前に付けられている点にも留意されたい）と宣言し，利改税の意義づけの重心を第１段階の「国家財政の安定」の軸足から「体制改革」への軸足へと移行させてきたと言えるだろう。ただし，完全転換，完全切換とは断定できない点に留意しなければならない。

第２の論点として，利改税と体制改革の関係を論じるに際し，２つの異質な論理が同時に提示されている点を指摘したい。前段，すなわち「利改税は単なる財政問題ではなく都市の経済改革

21）『人民日報』1984年７月８日

を加速する前提である。この一点を突破せずして，企業自主権拡大の10ヵ条を実行に移すことはできないし，その他すべての改革もまた問題とならない」との指摘では，利改税は都市体制改革，すなわち企業自主権の拡大やその他の改革の前提であると把握している。ここではこれ以上の詳細な説明はなされていないが，仮にこの論理に立てば，行政的支配隷属関係によらない（実質的には財政部の権限排除だがここではこの文言は出ていない）税形態，すなわち「統一的・規範的基準」に立脚した国家と企業との分配関係が確立し，実現してこそ，企業レベルにおいては，行政的支配力を排除した利潤留保，すなわち「自立的企業財務力」が確立し，実現してはじめて，「企業自主権」の実践，及びその他の体制改革の本格始動が可能になるということになる。つまりは，体制改革は利改税から着手すべきということにはなるまいか。周知の如く，中国の現実の経済改革は，「四つの現代化」が目標として掲げられた上でまず「経営管理自主権」――利潤留保権の確立に最大の力点を置いて実行されてきた――が断行され，次に「工業経済責任制」が，そして「利改税」という順序で進められてきたわけで，この「論理」の提示は，経済改革の進行順序に対する痛烈な批判を隠喩すると言えなくもない。ところが，一転して後段では，「利改税と企業請負制の推進は相互に排除し合うものではない。二者は一体である」と力説し，利改税と経済改革は「同一物」であると看做す。その根拠は，両者とも「大鍋の飯を食らう」という問題の解決という点で同一だからだという。しかし，この説明の直後に，「企業と国家の関係を明確にした後，企業内部において各種各様の請負責任制を行うことができる」と前段と同じ論理が現れている点にも注目しなければならない。

同日の人民日報の社説においては，「体制改革」の核心（＝行政的隷属関係の具体的内容）が示されている。すなわち，

「過去いくつかの企業が試行した財政請負い方法においては，企業が主管部門に請負い，主管部門は財政部に請負い，下が上に請負い，地区間の相互隔離を容易に招き，保守主義を形成し，『小而全』や『大而全』の弊害という問題が多かった。これはこまかに口を出すことを削ぐのに有利ではなく，政企分離に有利ではなく，専門化への発展に有利ではない。利改税の第２段階改革を実行することは，すなわち上述の種々弊害を回避することが可能ということである。国家計画と政策指導の下で，企業を逐次国家所有となさしめ，自主経営をさせ，法に依拠して納税させ，自己責任損益の経済主体となさしめる」[22]

と。つまりここで，体制改革の核心とは，企業に対する主管部門と，主管部門に対する財政部の干渉の完全排除に他ならないことが具体的に指摘され，自主経営，行政的支配力ではなく法に依拠する納税，自己責任損益を実行する「企業経営の自立」があるべき方向として示されたことになる。[23] ただし，国家所有の下での「企業経営の自立」である点に留意しなければならない。

体制改革の核心がこのように把握されたとなれば，利改税の第１段階の改革において，税利併

22）『人民日報』1984年７月８日

23）この点に関し，潘长林は「利改税の第２段階改革の目的は，国家と企業の分配関係を解決しなければならないということである。企業に１つの独立した経営自己損益の条件を創造し，企業の積極性，創造性，企業内部の潜在力を発揮する努力を引き出し，企業の素質と経済効益を高めなければならない」と述べている。潘长林「谈谈利改税第二步改革」『财贸经济』1984年第11期所収　42頁

存としたことで容認された財政部の決定権の排除が第２段階の改革で重要な意味を持つことになることは言うまでもない。

このような経過を踏まえ，1984年８月10日，財政部は「国営企業第２段階利改税の試行措置（＝国营企业第二步利改税试行办法）」を発表し，同年９月18日に国務院がこれを承認した。

当試行措置は冒頭で次のように述べている。すなわち，

「都市の経済体制改革を促進し，経済を一段と活性化し，国家と企業との分配関係を調整，完備し，国家に財政収入の安定的増大を保証し，さらに企業に経営管理と発展上，ある一定の財務力と自主権を保証し，企業と職員・労働者の積極性を発揮させるために特に当措置を制定する[24]」（⊙と・は引用者）

と規定し，その目的に「体制改革」と「企業に対する一定の財務力と自主権の供与」という「新たな視点」を明示した上で，

「第２段階の利改税においては，現行の工商税を納税対象に応じて，製品税，付加価値税，塩税，そして営業税に分ける。第１段階の利改税で設定された所得税と調節税を改善する。資源税，都市維持建設税，不動産税，土地使用税，そして車船使用税を増設する[25]」

と規定し，工商税を製品税，付価価値税，塩税，営業税という独立した４つの税項目へと分割すること，さらに５項目にわたる新たな税項目の新設が決定された。当試行措置において，上記計９項目の税について各々説明が加えられた後，所得税と調節税について次の様に規定する。すなわち，

「㈠所得税　利益のある国営大中型企業については，55％の固定比率の税率に基づき計算された所得税を納付しなければならない。利益のある国営小型企業については，新８等級の超額累進税に基づいて計算された所得税を納付しなければならない。

㈡調節税　利益のある国営大中型企業は所得税を納付した後，確定された調節税の税率に基づいて調節税を算出し，納付しなければならない[26]」

と。所得税については，利益のある国営大中型企業に55％が，利益のある国営小型企業に８等級の超額累進税が適用されることで，財政部の関与，介入の余地はない。それでは，徴税全搬において財政部の介入が全面的に排除されたのかと言えばそうではない。

「企業の調節税税率と上述の所得税の減額については，財政・税部門の商業企業主管部門が審査し，決定を下す。各省，自治区，直轄市の財政・税部門が審査し，決定した企業の調節税の税率と所得税の減額については，一括して財政部の承認を得なければならない[27]」（・と⊙は引用者）

と規定し，調節税の税率と，査定時の基準利潤から55％の所得税を控除した後，利潤が1983年の

24）「国营企业第二步利改税试行办法」（1984年９月18日国务院批转）国家经济体制改革委员会企业体制司　国务院企业管理指导委员会办公室编　前掲書　137頁

25）「国营企业第二步利改税试行办法」国家经济体制改革委员会企业体制司　国务院企业管理指导委员会办公室编　前掲書　137頁

26）「国营企业第二步利改税试行办法」国家经济体制改革委员会企业体制司　国务院企业管理指导委员会办公室编　前掲書　138頁

27）「国营企业第二步利改税试行办法」国家经济体制改革委员会企业体制司　国务院企业管理指导委员会办公室编　前掲書　138頁

合理的留保利潤に満たない大中企業に対する所得税の減額については，財政部の関与が容認されている。

次に留保利潤に関しては次のように規定する。すなわち，

「企業の留保利潤は，合理的に配分し，使用しなければならない。新製品試作基金，生産発展基金，予備基金，職員・労働者福利基金，そして職員・労働者奨励基金を設定しなければならない。企業の留保利潤に占める職員・労働者奨励基金の比率については，財政部と各省，自治区，直割市，さらに企業の主管部門とが協議し，決定する。併せて，各地区，各部門が各レベルでの審査，決定を所属企業に届ける。企業が増加利潤から留保する利潤は一般に，50％を生産発展に，20％を職員・労働者の集団福利に，30％を職員・労動者奨励に用いなければならない[28)]」

と。

かくて，財政部の関与・介入を基本的に排除した（完全排除ではない）形での税徴収とその税徴収後の利潤留保（＝一定の財務力）の確立，及びこの「財務力」を基盤とする「自主権（ただしここで規定されるのは，増加利潤の配分に限定された資金配分の強制的自主権）」が「国営企業第２段階利改税の試行措置」において明示されたことになる。きわめて限定的「自主権」の提示は，次に考察する「国営工業企業自主権のさらなる拡大に関する暫定規定」で「本格的提示」となる。従って，「利改税の第２段階」と「自主権のさらなる拡大」は連動して理解，把握しなければならない。

３．国営工業企業自主権のさらなる拡大

1984年５月10日，国務院は「国営工業企業自主権のさらなる拡大に関する暫定規定（＝关于进一步扩大国营工业企业自主权的暂行规定）」を公布した。ここに10項目にわたる企業自主権が明記されたわけであるが，1979年７月13日の「国営工業企業の経営管理自主権拡大に関する若干の規定」の対象が試点企業であったのに対し，「当暫定規定」の対象はすべての国営企業となった点がまずは大きな相違点である。ここでは「自主権」の内容上の相違を明らかにすべく考察を進めることにしよう。

「暫定規定」は次のように述べている。すなわち，

「利改税制度が完備されるに従い，国家と企業の分配関係は有効に解決された。企業の積極性をさらに一層発揮させ，経済を活性化し，企業の質を向上させ，経済効益を上げる為に，企業自主権の拡大について，出現する若干の問題について以下の如く規定する。

一、生産経営計画について。企業は，国家計画と国家への供給品を確実に完成するという契約を前提として，国家建設と市場で需要される商品の増産を自ら安配してもよい。実行中の国家計画において，需要と供給の状況に重大な変化が生じた場合，企業は主管部門に対して計画の調整を申し出る権限を有する。

28）「国营企业第二步利改税试行办法」国家经济体制改革委员会企业体制司　国务院企业管理指导委员会办公室编　前掲書　139頁

二、製品の販売について。国家の特別規定により自販できないものを除外し，以下の製品はすべて自販してもよい。企業に配分された製品，国家計画を超える製品，試作された新製品，調達販売部門が購入しない製品，在庫滞貨製品

国家が統一的に配分するいくつかの主要製品の自販については，以下の如く規定する。鋼材については，国家計画部分の２％は自販してもよい。生鉄，銅，アルミニウム，鉛，亜鉛，スズ，石炭，セメント，硫酸，濃硝酸，カセイソーダ，ソーダ，ゴム等の製品については，国家計画に属するものは自販できないが，計画を超える製品についてはすべて自販できる。機械製品は，国家が配分した原料で生産したもの，国家が割り当てたものを除いて，残りについては企業が自販できる。

企業が自販する製品については，必ず単独計算を行い，納税規定に従い，国家の価格政策と財政紀律を厳格に遵守する。

三、製品価格について。企業が自販し，国家計画完成後の超過部分にあたる工業生産手段については，一般に上下20％の範囲内で企業は自ら価格決定権を有する。或いは，需給双方を鑑み，規定の範囲内で価格について協議する。生活用品と農業用生産手段については，国家による規定価格を実行しなければならない（国家が規定する変動価格を含む）。ただし，企業は計画外の自販製品については外部企業と協力する。

四、物資の購買について。国家が統一的な配分を行う物資に対し，発注の際企業は供給先を選択する権限を有する。主管発注部門はメーカーの要求を充分考慮し，資源と輸送条件のバランスに応じて合理的な配分を行う。企業は納入先と契約をかわし，直接供給を受け，直接決算してもよい。

五、資金の使用について。企業は所得の留保資金を主管部門が規定する比率に従い，生産発展基金，新製品試作基金，予備基金，職員・労働者福利基金と奨励基金に分別でき，さらに自ら割り振り，使用する権利を有する。前３項目の基金は，減価償却基金と大規模修繕基金と合わせて統一的に配分し，合理的に使用してもよい。

1985年より，減価償却基金の70％は企業の留保となる。残りの30％は，関係部門，省，自治区，直轄市が掌握する。具体的方法については別途定めることとする。

企業は，当面使用しない生産発展基金を相互利益の原則に基づき，共同経営，連合経営，求償貿易等の形式を通して企業外投資を行い，その利益を資金として利用してもよい。

企業は技術改造項目を配分する権限を有する。具体的方法については，省，自治区，直轄市による管理権限の各級への委譲の精神に基づき制定される。

六、資産の処理について。企業は，多くの残余し，放置された固定資産を貸出し，有償で譲渡する権利を有する。そのうち，上級主管部門に所属する高額，高性能，先端設備を貸出す，或いは譲渡する場合には，主管部門の許可を得なければならない。貸出し，譲渡から生じる収益は必ず技術改造と設備更新に使用しなければならない。

七、組織機構の設置について。企業は，主管部門が確定した定員数の範囲内において，生産の特色と実際上の必要に応じて組織機構と人員配置を自ら決定する権限を有する。業務上の必要

に応じて関係部門は企業に対して意見の提出を要求できるか，いかなる部門も企業の上から下までを硬直的に規定したり，設置機構と人員配置比率を配置したりしてはならない。

八、人事・労務管理について。工場長（経営者），党委員会書記については，各々の上級主管部門が任命する。工場の行政副職については工場長が任命し，主管部門が承認する。工場の中間行政幹部については工場長が任免する。

必要に応じて企業は，外部組織，外部地域から技術管理要員を招聘し，その報酬について自ら決定してもよい。

必要に応じて企業は，労働者から幹部を選抜でき，その在任期間については幹部と同等の待遇を享受できる。幹部を担当しない場合には依然として労働者であり，幹部待遇に留めない。

工場長（経営者）は，職員・労働者に対し，昇進，報賞金の供与，解雇処分等の賞罰の権限を有する。

企業は，生産上の必要と業務上の特色に応じて，労働部門の指導の下，労働者を公募し，試験をし，選抜採用する。いかなる部門も人員も，国家の規定に違反して企業に硬直的な人員配置を行うことを防止する権限を有する。

九、賃金と賞与について。企業は，国家の統一的な賃金基準，地区別賃金，さらにはいくつかの必須的な全国統一の手当制度を実行することを前提に，独自の特色ある賃金形態を選択してもよい。

工場長は，特別な貢献を示した従業員の昇級について権限を有する。毎年の昇級については，目下実行されているものの１％から３％まで増加できる。当賃金部分はコストに計上される。

企業は奨励基金について自主的に配分する権限を有する。

十、連合経営について。企業の所有形態，従属関係，財務管理体制を変化させないという情況の下，部門や地区を越えた連合経営に参加し，これを組織する権限を有する。優先点の選択，生産協力の組織，或いは製品の普及についての権限を有する[29]」

と。

まずは当暫定規定の目的と意義を確認しておこう。利改税が完備されるに従い，国家と企業の分配関係は解決できた。その上で，企業の収益性の向上の為に一層の企業自主権の拡大を推進させる。これが最大の目的である。つまり，国家財政の安定的基盤の創出という「マクロ課題」から企業収益の向上という「ミクロ課題」への重点移行が当暫定規定で宣言されたことになる。従って，同じ「自主権拡大」の文言が並ぶ1979年の「国営工業企業経営自主権拡大に関する若干の規定」（社会主義現代化の建設の為の「自主権拡大」であったことを想起されたし）とは措定された実現課題は明らかに異なるわけで，この点に留意しなければならない。ただし，条文には文言化されてはいないが，企業収益のさらなる向上は国家財政のさらなる安定をもたらすわけで，実現課題の完全転換とは言い切れない点も同時に指摘しておかねばならない。新たな内容を付加しながら，「自主権拡大の試行」で不十分な結果に終った，「利潤留保権」以外の諸権限の確固たる実

29）「国务院关于进一步扩大国营工业企业自主权的暫行规定」（1984年５月10日）国家经济体制改革委员会企业体制司　国务院企业管理指导委员会办公室编　前掲書　128～129頁

践が「目的」実現の為に要請されるに至ったと言える。

当暫定規定で指摘された「拡大されるべき自主権」は，以下の10項目である。

①国家計画部分以外の生産計画権

②国家計画部分以外の販売権

③国家計画部分以外の工業生産手段の価格設定権（ただし上下20％の範囲内という縛りがある）

④購買先の選択権

⑤留保利潤の各項目別配分権と使用権（ただし主管部門の規定する比率に従う）

⑥固定資産の貸出し，有償譲渡権

⑦組織機構と人員配置の決定権（ただし主管部門の決定した定員枠の範囲内において）

⑧「人事権」

⑨「賃金形態の選択権と昇給権」

⑩連合経営参加権

「自主権のさらなる拡大」に見い出しうる特質と意義について，1979年７月に公布された「国営工業企業経営管理自主権拡大に関する若干の規定」と比較しながら明らかにしていこう。

まず第１に注目すべきは，「規定」と比較し，工業生産手段の「価格決定権」，購買先の選択権，賃金形態の選択権，さらには連合経営参加権が「企業自主権」に新たに加わり，自主権の領域拡大が見られる点である。

第２に，容認された「生産計画権」，「販売権」，そして「工業生産手段の価格設定権」にはやはり，相変らず「国家計画部分以外」との限定がつく。

第３に，「人事権」の内容が一層広域化し，かつ詳細に規定されている点である。「規定」では，職員･労働者の選抜と採用の権限のみが記されていたが，「暫定規定」においては，工場長と党委員会書記，行政副職と中間行政幹部，外部組織からの技術管理要員，さらには新規採用者に対する人事権の具体的内容が列挙されるに至っている。

第４に，我々が特に看過してならないのが「人事権」の所在である。「規定」では「権限」の所在は企業であった。ところが「暫定規定」においては，行政副職と中間行政幹部の人事権，及び職員・労働者の解雇権，賞罰権，昇進権，さらには昇給権の所在は工場長にあることが明記された。次稿において扱う「工場長責任制導入に至る経緯」で言及するが，「暫定規定」が発表された同年同月に，趙紫陽が全国人民代表大会において「工場長責任制の構想」[30]を披露しており，

30）　1984年５月15日，第６期全人代第２回会議の政府活動の報告の中で趙紫陽は，工場長請負制についても言及している。この点について人民日報は，「まもなく国営企業は工場長請負制を逐次実行する。企業の生産指揮，経営管理は国家により委託された工場長が全権を請負う。趙紫陽総理は政府活動報告の中でこの決定を宣言した。趙総理は，企業の生産管理における積極性を発揮するには，必ずや企業自主権を拡大しなければならないと述べている。国務院は『国営工業企業自主権のさらなる拡大に関する暫定規定』を発布し，生産管理計画，商品販売価格，物資の選択購入，資金使用，資産処理，組織機構の設置，人事労務管理，賃金・奨励金，連合経営等10方面において企業にしかるべき権限を与えた。工場長請負制の実行を論ずるにあたり，趙総理は，必ずや一系列の有効な方法を採用し，職員・労働者が参加する企業の民主的管理と健全な職員・労働者代表大会制度とその作用の発揮を適切に保証し，職員・労働者が人民大衆の主人公の地位にあることを充分に表現することを特に指摘した」と伝えている。『人民日報』1984年５月16日

ここにその影響を認めることができる。また，解雇権，賞罰権，昇進権，さらに昇給権を企業にではなく，工場長に帰属させることで，責任の所在を限定し，確定した。これは，企業収益の向上という「ミクロ的課題」実現の為の手段と看做すべきであろう。

第５に，これら主要な４つの権限を保有している工場長の人事権を掌握しているのは上級管理部門であることも忘れてはならない。「人事権」の所在は，上級管理部門，工場長，そして企業の３つに分かれているという３層構成を示している。工場長と党委員会書記の任命権は上級管理部門が，行政副職と中間行政幹部の任免権は工場長が，さらに外部からの技術管理要員の招聘権と労働者から幹部への抜擢権は企業が各々掌握している。

第６に，留保利潤の利用に関して，前規定が①生産発展基金，②職員・労働者福利基金，③職員・労働者奨励基金の３配分を規定したのに対し，当暫定規定においては，①生産発展基金，②新製品試作基金，③予備基金，④職員・労働者福利基金，⑤職員・労働者奨励基金の５配分を明記し，先に考察した「利改税」制度を踏襲した形となっている。

第７に，賃金形態の選択権を企業に，また昇給権，昇進権，賞罰権を工場長に供与した点には，個別企業間の業績格差のみならず，同一企業内での従業員の所得格差の容認を明示した「工業生産経済責任制」の目的と意義が受け継がれ，具体化されていると言えよう。

４．結び

さて，本稿においては，⑴工業生産経済責任制，⑵利改税，さらに⑶国営工業企業自主権のさらなる拡大の「３政策」の各々の内容を検討し，その意義を順次明らかにした。

ここでは，前稿で考察した「国営工業企業経営自主権の供与と試行」（1979年）を含め，ここまでの経済改革における一連の政策展開を総括する形で，主要な論点，７点を順次開示していきたい。

まず第１に確認しうるのは，「工業生産経済責任制」から「利改税の第１段階」までと，「利改税の第２段階」から「国営工業企業自主権のさらなる拡大」との間の政策目的と意義に，我々が看過することのできない明確な「質的相違」が存在するという点である。利改税の第１段階までは，国家財政の安定的基盤の創出を至上命題とした「国有企業改革」であり，「税制改革」であり，言うなれば「マクロ的課題」実現の為の手段としての「ミクロ改革」と「マクロ改革」の融合に他ならない。ところが，利改税の第２段階に至るや，確かに「財政の安定」という文言は「国営企業第２段階利改税の試行措置」に留め置きながらも，「試行措置」公布前の全国第２段階利改税工作会議では「利改税は単なる財政問題ではなく都市の経済改革を加速する前提である」，或いは「利改税と企業請負責任制は一体である」と豪語し，政策目的の軸足をいとも簡単に「マクロ的課題（＝国家財政の安定）」から別個で異質の「マクロ的課題（＝体制改革）」へと移動してみせる（ただし，軸足の完全移行，完全切り替えではない）。利改税は，国家財政の安定化の為の基盤から「体制改革の前提」へと突如「一変」する。

第２に，利改税を「体制改革の前提」と位置づけた場合の「国営企業の存在規定」である。

「体制改革」とは，すなわち国営企業の「行政的支配隷属関係からの解放」を意味する。そこで，刘志诚は利改税（第２段階）を国営企業が実行するにあたっての実質的内容と意義について次のように指摘する。すなわち「法定比率により国家と国営企業の分配関係を規定することにより，国営企業の経済法人としての地位を確立する。経済単位を行政単位の附属物的状況となすことを改め，国営企業を真に経営自主権を有する，物質的利益に対する支配権を有する全人民所有制の経済実体とする」[31]（・は引用者）と。つまりは，利改税を「経営自主権」と「利益使用権」を有する「独立商品生産者」としての「国営企業」成立の前提条件であると看做している。ただし，「全人民所有制」という銜勒を付している点も押えておかなければならない。

第３に，となれば我々は，1979年の「国営工業企業の経営管理自主権拡大に関する若干の規定」と1984年の「国営工業企業自主権のさらなる拡大に関する暫定規定」の「決定的異質性」を否応なく認識しなければならないことになる。両者に見られる「自主権の拡大」という共通の「品書き」に眩惑されてはならない。前者は「４つの現代化」という一大目的の実現の為に，1978年12月13日の「中央工作会議」における鄧小平発言，すなわち「計画的に大胆に権限の委譲を」と同年12月22日の「中国共産党第11期中央委員会第３回全体会議」で確認された「指導ある大胆な権限委譲」に依拠しながら措定され，断行された「国営企業改革」である。それに対し，後者は，「体制改革」すなわち「権限委譲」ではなく「行政的支配力排除」を前提とした「企業収益増大」の為の「国営企業改革」である。両者の「質的断層性」は明瞭である。

ところが第４に，この「質的相違」は前諸政策の全面否定から生じたのかと言えばそうではない。例えば，企業間格差のみならず，同一企業内での従業員・労働者の所得格差を容認するという「工業生産経済責任制」のポリシーは，「国営工業企業自主権のさらなる拡大」で，解雇権，賞罰権，昇進権，さらに昇給権を企業ではなく，工場長に帰属させることで，すなわち権限の責任の所在を限定し，明確にさせる方法で貫徹されている。また，1979年の「自主権の供与と試行」（＝11項目指摘されながらも実質的には「利潤留保権」の実行と実現のみが顕著に見られた点に関しては先稿で考察ずみである）で規定された項目が，1984年の「自主権のさらなる拡大」にも引き継がれている点についてはすでに本稿で指摘した。

第５に，「行政的権限」の視点から一連の政策展開を考察すると，確かに，利改税の第２段階において，利潤上納形態を廃止したことで，企業の利潤留保形成プロセスから行政力の排除（＝財政部の関与の否定）を基本的に実現したことになる。国営大中型企業に55％の所得税を，国営小型企業に８等級の超額累進税を課すことで，利益のある国営大中小型企業の所得税の徴収については，財政部が「行政的恣意性」を発揮する余地はない。ただし，「調節税の税率」と「所得

31）　刘志诚「国营企业实行利改税的几个问题」『经济研究』1983年第７期所収　51頁　当論文において刘志诚は，利改税の第２段階について「現象から見れば，利潤上納を改め所得税を徴収するとは国営企業における上納による財政収入の形式的転換である。ただし，この転換は深く，豊富な実質的内容と重要な意義を包含している」（同論文51頁）とし，意義について以下の３点を指摘する。すなわち，第１に，国家と国営企業の分配関係の重大な改変であること，第２に，国家財政収入メカニズムの重大な調整であること，そして第３に経済体制改革の重大な手順に適応しながら推進することである。経営権と所有権の所在と両者の関係からの意義については言及されていない。

税の減額」に関しては，財政部と税部門の審査・決定権を残存させた。さらに着目しなければならないのは以下の点である。すなわち，「自主権のさらなる拡大」において行政副職と中間行政幹部の人事権と職員・労働者の解雇権，賞罰権，昇進権，そして昇給権の保有権が本来的所有権の無い工場長にあることが明記されたわけであるが，この「労務管理上の権限」を保有する工場長の人事権を掌握しているのは，行政機関たる上級管理部門に他ならない。上級管理部門が工場長の人事権を掌握する根拠は所有権の所在にあると見てよいだろう（ただし，この時点でこの点に関する公式説明はない）。利改税の第２段階以降，「体制改革の前提」，「国営企業の自立性・独立性」が盛んに力説されたとは言え，全人民所有制に手を下してはいない。

第６に，1978年以降断行された経済改革と国営企業改革の論点を企業レベルで整理するならば，次のようになるだろう。1979年の「自主権の供与と試行」において，あくまで「権限の委譲」（権限の排除・権限の破棄ではない）という視点から，とにもかくにも国営企業に対する利潤留保の容認が提起された。しかし，或いはある意味では当然と言うべきか，工業生産経済責任制から利改税の第１段階までは，利潤上納金を引き摺ることで，利潤留保過程に「行政的権限」による「個別的対応」が残存した。ところが，利改税の第２段階に突入するや，利潤上納が廃止された結果，企業の利潤留保過程から「行政的支配権」が基本的に一掃される形でいわゆる「一定の財務力」の成立を見るに至った。そして，1984年の「自主権のさらなる拡大」においては，行政的支配権が排除され，形成された「一定の財務力」を基盤とした「自主権のさらなる拡大」が提起されたと見るべきであろう。この「拡大された自主権」のうち４つの「労務管理権」は工場長に帰属させるという新しい試みが示されたが，工場長の人事権は上級管理部門が掌握している。ところでそもそも，所有権を掌握する者が，利潤処分権と経営権を行使する。利改税の第１段階までは，所有権を保有する「国家」が利潤留保権を企業に移譲し（＝「自主権の供与と試行」），「利潤上納」により利潤の留保に「行政力」を発揮していた（＝利改税の第１段階）。ところが，利改税の第２段階に至ると，所有権を基盤に利潤処分権を行使しうる「国家」が，同じ「国家」の政治力をもってして利潤留保過程から自らを抹殺したことになる。それでは所有権を基盤とする経営権は如何にと問えば，1984年の「自主権のさらなる拡大」では経営権は企業に帰属するものと工場長に帰属するものに分別されている。本来的所有権とは無縁の工場長が法律の制定という形で所有権を有する国家の容認を受け，経営権のうち４つの「労務管理権」を保有し，その人事権は所有権の代理機関である上級管理部門が掌握するという新たで特異な「メカニズム」が出現したことになる。この時点では，所有権に本来帰属すべき経営権の企業，乃至は工場長への委譲という発想は全く見られない。となれば利改税の第２段階の「激変」の意味は極めて重い。

最後に第７として，経済改革以降の諸政策の目的という視点からまとめておこう。1979年の「自主権の供与と試行」の目的は「４つの現代化」の実現に置かれた。そして「工業生産責任制」から「利改税の第１段階」までは「国家財政の安定的基盤の創出」が，「利改税の第２段階」では「体制改革」が，「自主権のさらなる拡大」では「体制改革」を踏まえた「企業収益の増大」が各々中心的目的に据えられた。中心的実現課題と目的は現実の実態に応じて移行するが，一方では前の諸政策の内容と意義を着目に統合，踏襲しながら，他方では，見事なまでの「異質性」

を発揮しながら「変化」を遂げていると言えるだろう。本稿で特筆した「異質性」の意味と意義は，今後の政策展開，すなわち工場長責任制，経営請負責任制，さらに株式制の分析を進める上で重要な位置を占めることが予測される。中国の政策の中には，新旧諸政策の折りなす「複合性」と「重層性」，さらには看過できぬ「異質性」が涼しい顔で並存する。本稿の分析を通し，「複雑性」，「重層性」，さらには「異質性（＝新奇性!?）」を正しく理解し，認識する重要性を最後に指摘しておきたい。